

神奈川県提案への考え方

厚生労働省 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室

1. 職業能力開発促進法

○職業能力開発促進法第92条（職業訓練等に準ずる訓練の実施）は、職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設等において、雇用保険の被保険者や被保険者であった者に対する訓練実施に支障のない範囲内で、外国人留学生・研修生、個人事業主及び家内労働者（以下「外国人留学生等」という。）を「準ずる訓練」として受け入れてもよい旨を定めた規定である。

2. 神奈川県提案の概要

○今般、神奈川県より、外国人留学生には「準ずる訓練」の提供となることにより、以下の懸念が生ずるとの指摘があった。

- ① 就労に必要な在留資格（「技術・人文知識・国際業務」）が取得できないおそれがある。
 - ② 専門課程の高度職業訓練の卒業資格が得られない。
 - ③ 修了時の技能照査の受検資格がなく「技能士補」になれない。
 - ④ 技能検定の受検資格である経験年数が緩和されない。
（正規訓練課程3年⇔「準ずる訓練」7年）
- ⇒ この結果、就労や給与等で不利な扱いを受けるおそれがある。

3. 対応方針

○上記①の在留資格に関する懸念については、法務省とも調整の上、平成30年9月18日付けで、修了証書を交付された外国人留学生についても、大学を卒業した者と同等以上の教育を受けた者として取り扱われることを確認する旨の通知を発出済。

○その上で、外国人留学生等が、都道府県が設置運営する職業能力開発短期大学校の行う専門課程の高度職業訓練を含め、公共職業能力開発施設、職業能力総合大学校及び職業訓練法人の行う訓練課程の職業訓練を受講できる旨確認するとともに、上記②～④のような支障が生じることのないよう、外国人留学生等を対象に以下のような対応を検討する。

○『省令改正』（職業能力開発促進法施行規則改正）により、以下の措置を講ずることを検討する。

- ② 訓練課程の修了の要件を満たしていると認められる場合には、「修了証」を交付できるようにする。
- ③ 公共職業能力開発施設の長、職業能力開発総合大学校の長及び職業訓練法人が、

「技能照査」を行うことができるようにし、技能照査に合格した者は「技能士補」と称することができるようにする。

⇒ 技能照査に合格した場合、職業能力開発促進法施行規則第65条各項に係る技能検定試験について、試験の免除（学科試験の免除）を受けることが可能になる。

- ④ 訓練課程の職業訓練を修了した者に位置づけることにより、技能検定の受検資格である経験年数の緩和も適用できるようにする。

⇒ 上記の措置により、外国人留学生等が不利な扱いを受けるおそれを取り除く。

（参考）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（抄）

（職業訓練等に準ずる訓練の実施）

第九十二条 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業訓練法人は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その行う職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を次に掲げる者に対し行うことができる。

一 労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者

二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者

三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学又は研修の在留資格をもつて在留する者

四 前三号に掲げる者以外の者で厚生労働省令で定めるもの